

平成17年6月27日

日本たばこ産業株式会社
代表取締役 本田勝彦様

京都市長職務代理者
京都市助役 松井 珍男子

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成16年10月29日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルタウン丹波口駅前店（A地）
京都市下京区中堂寺坊城町60番,61番

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 附帯意見

等価騒音レベルでは基準値を下回っているものの、早朝の荷さばき作業時には、周辺地域の生活環境に対して十分配慮すると共に、今後、荷さばきによる騒音問題が生じた場合には、関係者と協議の上、周辺地域の生活環境保持のための適切な対策を講じることが必要です。

また、当該店舗は、小学校や公園に隣接する地域に立地することから、来店客車両の適切な誘導及び来退店経路の周知徹底等により、学童等歩行者の交通安全に十分配慮されることが望まれます。さらに駐輪場への適切な誘導により、周辺路上における違法駐輪の防止に努めることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画上の商業地域に位置し、準工業地域に隣接した地域に計画されている。

周辺の地域の状況は、東側に光徳小学校、作業場が、西側には道路（千本通）を隔てて更地が、北側に道路（万寿寺通）を隔てて光徳公園が、南側には駐車場を隔てて集合住宅が位置している。

なお、西側の更地については、当該商業施設と同時期に同設置者により中規模店舗（ドラッグストア）が出店する予定となっている。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、学童の登下校時の交通安全面での配慮、交通整理員の配置、隣接地の駐輪場や店舗を行き来する客の交通安全対策、来店客車両の経路設定などに関する質問や意見要望等が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により出された意見はなかった。

4 市の見解

指針を踏まえ、今回の出店計画を検討した。

(1) 駐車場及び来退店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づく台数を上回る台数を確保しており、法の趣旨からは適正であると言える。しかし一方、この駐車場の設置については、更なる自動車需要を喚起することもあり得ることから、予測された来店客車両の台数を大幅に上回ることとなった場合には、周辺地域の生活環境保持のため適切な対応を行うことが望まれる。

駐車場の構造及び運営に関しては、敷地内に滞留スペースを確保し、公道上に入庫待ち渋滞をさせない構造となっており、駐車場の出入口に交通整理員を配置するなど、適正な配慮がなされていると判断される。

また、駐車場への案内経路の設定を含めた交通処理計画に関しては、小学校正門前の道路を回避し、左折入出庫としているなど、適正な配慮がなされていると判断する。

なお、当該店舗は、小学校や公園に隣接する地域に立地することから、来店客車両の適切な誘導及び来退店経路の周知徹底等により、学童等歩行者の交通安全には、十分配慮されることが望まれる。

(2) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務

台数を確保されており、収容台数に不足は生じないと判断される。また、管理運営についても営業時間外は施錠するなど、適正な配慮がなされていると判断する。

なお、駐輪場は、一部道路を挟んだ隣接地に設置されているため、適切な誘導により、周辺路上における違法駐輪の防止に努めることが望まれる。

(3) 荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画、車両経路等について、小学校の登校時間帯を避けるなど適正な配慮がなされており、周辺の生活及び事業活動に与える影響は少ないと判断される。

(4) 騒音について

計画地及びその周辺は、商業地域及び準工業地域であり、騒音についての環境基準の基準値はいずれも昼間60dB、夜間50dBである。等価騒音レベルの予測においては、昼間及び夜間とも基準値を下回っていた。

また、夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測においても、騒音規制法における夜間の規制基準値（商業地域50dB、光徳小学校の敷地の周囲50m以内45dB）を下回っていた。

その他騒音対策についても検討した結果、周辺の生活環境保持のための配慮について、指針に示されている基準と比較したところ、適切であると判断される。

なお、等価騒音レベルでは基準値を下回っているものの、早朝の荷さばき作業時には、周辺地域の生活環境に対して十分配慮すると共に、今後、荷さばき作業に伴う騒音によって問題が生じた場合には、関係者と協議の上、周辺地域の生活環境保持のための適切な対策を講じることが必要である。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物保管施設については、既存他店舗の排出量からの予測においても保管容量が確保されており、その他、保管施設、処理・運搬計画、減量化・リサイクルに関しても適正な配慮がなされており、周辺の生活環境への影響は少ないと判断される。

(6) 防災対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については、防災協定等の締結や地元からの要望があれば協力を行う旨、意思表示されている。

街並みづくりへの配慮としては、周辺環境との調和を基本姿勢とし、景観にも配慮した計画とする旨、表明されている。

屋外照明及び広告塔照明については、住居側から離して設置し、直接住居に光を向けないように配慮するとしている。

また、駐車場及び駐輪場利用時間外については、出入口を施錠し、部外者の侵入防止に努めるとしている。

以上のことから周辺の地域の生活等に与える影響は小さいと判断される。

